

がいこくじん

外国人の ための

せいかつ

生活ガイドブック

ばん
にほんご版

ねん がつ かい
2021年12月 改定



やいづし

焼津市

このガイドは、市役所しやくしょでてつづするまいにち手続き、毎日の生活せいかつや地域ちいきの情報じょうほう、緊急時きんきゅうじ、相談窓口そうだんまどぐちについて説明せつめいしたものです。

もくじ

やいづし
〔焼津市へようこそ〕

P. 1

しやくしょ おこな てつづ
〔市役所で行う手続き〕

◆ 住民票じゅうみんひょうと在留カードざいりゅうの住所変更じゅうしょへんこう P. 2～4

1	転入届 <small>てんにゅうとどけ</small>	2
2	転居届 <small>てんきよとどけ</small>	3
3	転出届 <small>てんしゅつとどけ</small>	3
4	出国するとき <small>しゅつこく</small>	4

◆ 住民票じゅうみんひょうの写しうつや証明書しょうめいしょなどの交付こうふ P. 4～7

1	交付している主な証明書 <small>しょうめいしょ</small> や登録手続き <small>どうろくてつづ</small>	5
2	窓口 <small>まどぐち</small>	5
3	証明書 <small>しょうめいしょ</small> コンビニ交付サービス <small>こうふ</small>	6
4	マイナンバー <small>こじんばんごう</small> （個人番号）カード	6

◆ 出生しゅっしょう・死亡しぼう P. 8

1	出生届 <small>しゅっしょうとどけ</small>	8
2	死亡届 <small>しぼうとどけ</small>	8

◆ 在留カードざいりゅう P. 9

1	出入国在留管理局 <small>しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく</small> の連絡先 <small>れんらくさき</small>	9
---	--	---

◆ 健康保険けんこうほけん・国民年金こくみんねんきん P. 10～12

1	社会保険 <small>しゃかいほけん</small>	10
2	後期高齢者医療制度 <small>こうきこうれいしゃいりょうせいど</small>	10
3	国民健康保険 <small>こくみんけんこうほけん</small>	10

4	<small>こくみんねんきん</small> 国民年金	11
---	---------------------------------	----

◆ かいごほけん
介護保険 P. 13~14

1	<small>かいごほけん</small> 介護保険	13
---	-------------------------------	----

◆ いりょう けんしん
医療・健診 P. 15

1	<small>にんぶ にゅうようじけんしん よぼうせっしゅ</small> 妊婦・乳幼児健診と 予防接種	15
2	<small>けんこうしんさ</small> 健康診査	15
3	<small>いりょう</small> 医療	15

◆ ぜい
税 P. 16~18

1	<small>しよとくぜい</small> 所得税	16
2	<small>じゅうみんぜい</small> 住民税	16
3	<small>こていしさんぜい と し けいかくぜい</small> 固定資産税・都市計画税	17
4	<small>けいじどうしゃぜい しゅべつわり</small> 軽自動車税 (種別割)	17
5	<small>こくみんけんこうほけんぜい</small> 国民健康保険税	17
6	<small>のうぜい</small> 納税	17

◆ ほいくしょ ようちえん がっこう
保育所・幼稚園・学校 P. 19~22

1	<small>ほいくしょ</small> 保育所	19
2	<small>ようちえん</small> 幼稚園	19
3	<small>しょうがっこう ちゅうがっこう</small> 小学校と 中学校	20
	<small>はい てつづ</small> 【入るための 手続きの しかた】	20

◆ じどうてあて こ いりょうひじゅきゅうしゃしょう
児童手当・子ども医療費受給者証 P. 23

1	<small>じどうてあて</small> 児童手当	23
2	<small>こ いりょうひじゅきゅうしゃしょう</small> 子ども医療費受給者証	23

きんきゅうじ
〔緊急時〕

◆ かじ きゅうびょう がすじこ
火事・急病・ガス事故 P. 25

1	火事 <small>かじ</small>	25
2	急病 <small>きゅうびょう</small>	25
3	ガス事故 <small>じこ</small>	25

◆ 交通事故・犯罪こうつうじこ はんざい P. 26-27

1	交通事故 <small>こうつうじこ</small>	26
2	犯罪 <small>はんざい</small>	26

◆ 自然災害（地震・台風）しぜんさいがい じしん たいふう P. 28~29

1	地震 <small>じしん</small>	28
2	南海トラフ地震臨時情報 <small>なんかいとらふじしんりんじじょうほう</small>	28
3	台風 <small>たいふう</small>	28
4	防災訓練 <small>ぼうさいくんれん</small>	29
5	やいづ防災メール	29

まいにち せいかつ
[毎日の生活]

◆ 焼津市からの お知らせやいづし し P. 25

1	市の広報紙 <small>し こうほうし</small>	30
2	市のホームページ <small>し ぼ</small>	30
3	市からの通知 <small>し つうち</small>	30

◆ 相談そうだん P. 31~32

1	外国人相談（焼津市多文化共生総合相談センター） <small>がいこくじんそうだん やいづしたぶんかきょうせいそうごうそうだん</small>	31
2	いろいろな相談の窓口 <small>そうだん まどぐち</small>	31
3	子どもに関する相談 <small>こ かん そうだん</small>	31
4	発達に関する相談 <small>はったつ かん そうだん</small>	32
5	DV相談 <small>そうだん</small>	32

◆ 住宅じゅうたく P. 33

1	民間賃貸住宅 <small>みんかんちんたいじゅうたく</small>	33
2	市営住宅・県営住宅 <small>しえいじゅうたく けんえいじゅうたく</small>	33

- ◆ 電気・水道・ガス P. 34
- ◆ 自治会 P. 35
- ◆ ごみの出し方 P. 36~49

【焼津市の主な施設】

- ◆ 焼津市の主な施設一覧 P. 50~51

【日本語教室】

P. 52~53

【市役所以外のいろいろな相談窓口】

P. 54~57

- 在留資格、仕事、日本語の勉強、健康保険、税金、子どもの学校、病院など相談したいとき (P.54)
- 入国手続きや在留手続きについて相談したいとき (P.54)
- 人権について相談したいとき (P.55)
- マイナンバーについて相談したいとき (P.55)
- 仕事を探すとき (P.55)
- 仕事での問題を相談したいとき (P.56)
- 在留資格、ビザ、国籍、生活文化や宗教、家族や日本での生活、仕事やお金、差別や暴力など、いろいろなことで悩んでいるとき (P.57)

【母語で子育てをしましょう！】

P. 58

やいづし せいかつ あんない
焼津市での生活へのご案内

やいづし
焼津市へようこそ

やいづし とうきょう なごや あいだ いち するがわんぞ きた みなみ
焼津市は、東京と名古屋の間に位置し、駿河湾沿いの北から南の
かいがんせん わた しぜん かこ やいづし うつく
海岸線は15.5キロに渡ります。自然に囲まれ、焼津市からは、美しい
ふじさん しなひ たかくさやま ひょうこう のぞ
富士山、また市内にそびえる高草山（標高501メートル）を望むことがで
きます。

やいづし しゅよう さんぎょう すいさんぎょう えんようぎぎょう きち おも
焼津市の主要な産業は水産業で、遠洋漁業の基地として主にかつ
お・まぐろが みずあ やいづこう きんかい えんがん みずあ
水揚げされる焼津港、近海・沿岸のあじ・さばなどが水揚げさ
れる こがわこう しらすが みずあ おおいがわこう にほん
小川港、さくらえびやしらすが水揚げされる大井川港があり、日本
ぜんこく やいづし すいさんとし ひじょう ゆうめい
全国でも、焼津市は水産都市として非常に有名です。

やいづし てんねんおんせん けんこう びよう よ ひょうばん
また、焼津市には、天然温泉があり、健康や美容に良いと評判です。

わたし みな やいづし せいかつ はや な じもとじゅうみん みな
私たちは、皆さんが焼津市での生活にいち早く慣れ、地元住民の皆さん
と良い関係が築けることを心から願っています。

やいづしやくしょ ほんちょうしゃ
焼津市役所 本庁舎

〒425-8502

しずおかけんやいづしほんまち
静岡県焼津市本町2-16-32

TEL：054-626-1111

FAX：054-626-2185

おおいがわちょうしゃ
大井川庁舎

〒421-0205

しずおかけんやいづしむなだか
静岡県焼津市宗高900

TEL：054-662-0541

FAX：054-662-0834

し はな
市の花：さつき

し き まつ
市の木：松

し とり
市の鳥：ユリカモメ

〔市役所で 行う 手続き〕

◆ 住民票と在留カードの住所変更

しみんか
市民課TEL：054-626-1116

おおいがわしみん
大井川市民サービスセンターTEL：054-662-0541

I 転入届

ほかの市区町村から焼津市へ引っ越ししたときや国外から日本（焼津市）に戻ってきたときは、14日以内に市役所に届出をしてください。（焼津市に住む前に手続きをすることはできません。）

短期間で出国する場合は届出は不要です。

ただし、一時的に住む場合には、住居地の届出が必要な場合がありますので、市民課にお問い合わせください。

<手続き できる人>

- ・本人 又は 同一世帯の 家族

<持ち物>

- ・在留カード
- ・転出証明書（日本の中で引っ越しした場合） ※引っ越しする前の 市区町村役場で 発行
- ・パスポート（国外から日本（焼津市）に登録する場合）
※入国のスタンプを打たれたもの
- ・マイナンバー（個人番号）カード 又は、住民基本台帳カード（交付を受けている 場合）
- ・世帯主との続柄が確認できる証明書と訳文（一人世帯の場合は不要）
※証明書が無いときは、続柄は「同居人」となります。

※ 焼津市に転入してきた人で、静岡ナンバー以外の自動車に乗っている人は、転入後15日以内にナンバーを変更しなければなりません。

問い合わせ先 軽自動車 軽自動車検査協会静岡事務所 TEL：050-3816-1776
普通自動車 静岡陸運局（静岡運輸支局） TEL：050-5540-2050

2 転居届

焼津市内で引っ越ししたときは、新しい住所に住み始めてから14日以内に市役所に届出をしてください。(新しい住所に住む前に手続きをすることはできません。)

<手続きできる人>

- ・本人又は同一世帯の家族

<持ち物>

- ・在留カード
 - ・国民健康保険証、子ども医療費受給者証など、焼津市から交付を受けているもの
 - ・マイナンバー(個人番号)カード又は、住民基本台帳カード(交付を受けている場合)
 - ・世帯主との続柄が確認できる証明書と訳文(一人世帯の場合は不要)
- ※証明書が無いときは、続柄は「同居人」となります。

3 転出届

焼津市から他の市区町村へ引っ越しをしようとするときは、引っ越しをする前に、焼津市役所で転出届を行い、「転出証明書」の交付を受けてください。転出届は、引っ越しをする前に行ってください。

<手続きできる人>

- ・本人又は同一世帯の家族

<持ち物>

- ・在留カード
- ・国民健康保険証、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など、焼津市から交付を受けているもの
- ・マイナンバー(個人番号)カード又は、住民基本台帳カード(交付を受けている場合)

4 出国するとき

日本から出国するときは、出国する前に市役所に「転出届」を行って
ください。(短期間出国し、すぐに日本に戻ってくる場合は手続きは不要)

<手続きできる人>

- ・本人 又は 同一世帯の 家族

<持ち物>

- ・在留カード
- ・国民健康保険証、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など、焼津市から交付を受けているもの
- ・マイナンバー（個人番号）カード 又は、住民基本台帳カード（交付を受けている場合）

◆ 住民票の写しや 証明書などの 交付

しみんか
市民課 TEL054 - 626 - 1116

おおいがわしみん
大井川市民サービスセンター TEL054 - 662 - 0541

1 交付している 主な 証明書や 登録 手続き

めい しょう 名 称	てすりょう えん 手数料 (円)
いんかんしょうめいしょ 印鑑証明書	300円
じゅうみんひょう うつ こじん せたいぜんいん 住民票の写し (個人・世帯全員)	300円
こせき ぜんぶじこう こじんじこう しょうめいしょ 戸籍 (全部事項・個人事項) 証明書	450円
みぶんしょうめいしょ 身分証明書	300円
しょうとくしょうめいしょ 所得証明書	300円
かぜいしょうめいしょ じゅうみんぜいかぜい ひかぜい しょうめいしょ 課税証明書・住民税課税 (非課税) 証明書	300円
のうぜいしょうめいしょ かんのをしょうめいしょ 納税証明書・完納証明書	300円
けいじどうしゃぜい しゅべつわり のうぜいしょうめい 軽自動車税 (種別割) 納税証明	0円
ひょうか こうかしょうめいどう 評価・公課証明等	300円 *土地 筆・建物 棟 増すごとに 50円加算
えいぎょうしょうめいしょ 営業証明書	300円
いんかんどろく 印鑑登録	300円

2 窓口

しみんか おおいがわしみん
市民課・大井川市民サービスセンター

おおとみしみん おおとみこうみんかん おおむらししみん おおむら
大富市民サービスセンター (大富公民館)・大村市民サービスセンター (大村
公民館)

しんせい ひと
<申請できる人>

- ・ 本人 又は 同一世帯の 家族
- ・ 本人が書いた 委任状を 持参した 人 (代理人)

※ただし 身分証明書は本人以外が申請するときは委任状が必要

もの
<持ち物>

- ・本人 確認書類（在留カード、パスポート、運転免許証など）
- ・代理人が 請求する 場合には、代理人の 本人 確認書類 及び 本人が書
いた委任状
- ・印鑑証明書の 交付は 印鑑登録証が 必要です。

3 証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを 持っている人は、全国の コンビニエンスストアなど
で 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書 などの 証明書を 取得
できます。

- 市内の主な 取扱店舗

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン焼津店

- 利用可能時間

午前6時30分～午後11時（土日祝日も 利用 できます）

*イオン焼津店は 営業時間中だけ 利用 できます。

*年未年始（12月29日～1月3日）やメンテナンス時は 利用 できません。

*戸籍証明書、戸籍の附票は 平日の 午前9時から 午後5時まで

4 マイナンバー（個人番号）カード

マイナンバー（個人番号）カード（以下「カード」といいます。）は、マイ
ナンバーが 記載された 顔写真付きの カード です。本人確認書類として
利用できる ほか、コンビニ交付サービス、e-Tax等の オンライン申請、
健康保険証利用などの サービスが 受けられるようになります。

- カードの 有効期限についての 注意事項

カードの 有効期限は 在留カードの 有効期限と 同じです。カードの 有効
期限の 更新を 希望する場合は、在留カードの 更新を 行った 上で、市役所
で 更新の 手続きを 行って ください。カードの 有効期限を 過ぎてから
手続きを 行うと 手数料（1000円）が かかります。

※在留資格が「永住者」の 人の 有効期限は、申請から 10回目の 誕生日
まで です。

◆ 出生・死亡

市民課 TEL054-626-1116

大井川市民サービスセンター TEL054-662-0541



1 出生届

子どもが生まれた日を含めて14日以内に「出生届」を市役所に提出してください。

<持ち物>

- ・母子健康手帳
- ・父母の在留カード
- ・父母のパスポート

※ 生まれた子どもが日本に住み続ける場合は、出生から30日以内に出入国在留管理局へ在留許可の申請を行う必要があります。手続きを行わないまま60日が過ぎると、住民票は消除されてしまいますので注意してください。

申請に必要な持ち物など、詳しくは出入国在留管理局へ聞いてください。

※ 生まれた子どもの父母が両方とも外国籍の場合は、日本で生まれても、日本の国籍をもつことはできません。大使館（または領事館）に子どもの出生届を出してください。届出に必要な持ち物などの詳しいことは大使館（または領事館）に確認してください。

2 死亡届

7日以内に「死亡届」を市役所に提出してください。

<持ち物>

- ・届出人の在留カード

※ 在留カードは、出入国在留管理局へ返納する必要があります。詳しくは出入国在留管理局へお問い合わせください。

◆ 在留カード

「在留カード」の交付や申請の手続きは、市役所ではできません。
 出入国在留管理局へ お問い合わせください。

I 出入国在留管理局の連絡先

名称	電話番号	受付時間
名古屋出入国在留管理局	TEL052 - 559 - 2150	9時～16時 (土・日曜日・祝日を除く)
静岡出張所	TEL054 - 653 - 5571	
浜松出張所	TEL053 - 458 - 6496	

※参考 (在留カードの有効期限)

在留資格	16歳以上	16歳未満
永住者以外の在留資格	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日、又は16歳の誕生日のいずれか早い日
永住者	在留カードの有効期限まで	

◆ 健康保険・国民年金

日本では、「国民皆保険」制度により、原則としてすべての人が必ず医療保険に加入します。この医療保険を「健康保険」といいます。

健康保険は、会社などに勤める人が職場で加入する社会保険（協会けんぽ・健康保険組合）、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人が加入する後期高齢者医療、それ以外の人加入する国民健康保険の3種類があります。

病院で受診するときは、加入している健康保険の保険証を必ず持って行ってください。

1 社会保険（協会けんぽ・健康保険組合）

職場の社会保険に加入している本人とその扶養される家族が病気・怪我をした時は、医療費の30%を病院に支払えば済みます。保険料の額は、収入によって異なりますが、費用の半額を雇用主が負担します。

2 後期高齢者医療

国保年金課（後期高齢者担当） TEL：054-626-2164

75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人が後期高齢者医療に加入します。この健康保険に加入している人が病気・怪我をした時は、その人の所得額に応じて医療費の10%・20%・30%のいずれかを病院に支払えば済みます。保険料は本人の所得や加入月数に応じて一人ずつ計算されます。

3 国民健康保険

国保年金課（保険担当・給付担当） TEL：054-626-1113・054-626-1112

焼津市に住む人で、国民健康保険に加入している人が病気・怪我をした時は、医療費の30%（小学校入学前の人には20%、70歳から74歳までの人は所得額に応じて20%または30%）を病院に支払えば済みます。

3か月以上の日本滞在の許可を得ていない場合、または、社会保険に加入している場合には、国民健康保険に加入することはできません。

● 加入・脱退の手続き

国民健康保険の加入と脱退の手続きは市役所に届け出が必要です。

* 会社を退職したことにより社会保険を脱退して国民健康保険に加入する場合は、会社が発行する脱退証明書と在留カード、マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど）をお持ちください。

* 会社に就職したことにより社会保険に加入して国民健康保険を脱退する場合は、会社が発行する加入連絡票または（就職した会社の）社会保険証と在留カード、マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど）をお持ちください。なお、この場合は、国民健康保険を脱退する月の前月分までの保険税を支払う必要があります。

● 高額療養費

同じ人が1か月の間に病院などへ支払った医療費が、決められた金額を超えた時は、申請するとその超えた分の金額が支給されます。対象になる人には、病院などを受診した月の約2か月後以降に市役所から申請書を送りますので申請してください。

● 子どもを産んだ時・人が死亡した時

国民健康保険に加入している人が子どもを産んだ時は、出産育児一時金
が支給されます。また国民健康保険に加入している人が死亡した時は、
葬儀を行った人に葬祭費が支給されます。どちらも申請が必要です。

4 国民年金

国民年金課（年金担当） TEL：054-626-1114

国民年金は日本年金機構が運営しています。日本に住んでいて、20歳から60歳未満のすべての人がこの国民年金に加入します。この制度に加入し、少なくとも10年間の保険料の納付または免除を受けた期間があれば、65歳になったとき、老齢年金を受け取ることができます。もし、6ヶ月以上加入し、保険料を支払ったにもかかわらず、日本に住まなくなった時は、出国してから2年以内に日本年金機構に請求すれば、脱退一時金

が支給されます。

＜国民年金＞

	ひほけんしゃ 被保険者	ほけんりょう しはら ほうほう 保険料の支払い方法
だい ごう 第1号	のうぎょう りょうし じえい 農業、漁師などの自 ぎょうしゃ じゆうぎょうしゃ がくせい 業者、自由業者、学生、 むしよく ひと 無職の人。 ねんれい さい さいみまん 年齢：20歳～60歳未満	ねんきんじむしょ おく のうふしょ 年金事務所から 送られた 納付書を きんゆうきかん 金融機関か コンビニエンスストアへ も い しはら こうざふりかえ 持って行き、支払います。また、口座振替 やクレジットカードで しはら 支払うことも できます。
だい ごう 第2号	かいしゃ つと ひと 会社に 勤めている人 で、こうせいねんきん 厚生年金、または きょうさいねんきん かにゆう 共済年金に 加入して いる人	きゅうりょう こうじよ 給料から 控除されます。
だい ごう 第3号	だい ごう かにゆうしゃ つま 第2号の 加入者の 妻 または おっと 夫	しはら ひつよう はいぐうしゃ 支払う 必要は ありません。配偶者が かにゆう ねんきんせいど だい ごう ふたん 加入する 年金制度(第2号)が 負担し ます。

◆ 介護保険

介護保険課 TEL：054-626-1159

日本の社会は、急速に高齢化が進んでいます。高齢化に伴い、介護を必要とする人の増加が見込まれていますが、少子化・核家族化などにより、家族だけで介護を支えることは困難な状況にあります。

「介護保険制度」は、こうした状況を背景に、介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として2000年4月からスタートしました。

介護保険制度は、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度です。

1 介護保険

●実施主体

介護保険は、市町村が、保険料と国や県、市などからの公費を財源にして、運営しています。

●加入者（被保険者）

介護保険の加入者（被保険者）は、年齢により第1号被保険者（65歳以上のひと）と第2号被保険者（40歳～64歳の人で医療保険に加入している人）に区分されています。外国人の場合、3ヶ月以上の日本滞在の許可を得ている場合などは、介護保険に加入しなければなりません。

第1号被保険者の人は原因を問わず、第2号被保険者の人は、加齢による病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要になった場合に、要介護認定を受けて、それぞれの要介護状態に応じたサービスを利用することができます。

●保険料

第1号被保険者は、年金からの天引きや直接保険者に納付する方法で定額の保険料を納付します。第2号被保険者は、国民健康保険税や職場の健康保険料などと一緒に納付します。第1号被保険者も第2号被保険者も保険料は、本人や世帯の課税状況、所得に応じて計算されます。

●サービスを利用した時の負担額

介護保険に加入している被保険者が介護サービスを利用した時は、費用の10%（一定の所得がある人は20%、特に所得の高い人は30%）が本人の自己負担額となります。

●介護サービスを利用するには

介護が必要と感じて介護サービスを利用しようとするときには、市役所へ要介護認定の申請が必要です。申請後、認定調査や認定審査を経て介護が必要かどうかや要介護度を決定します。詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

◆ 医療・健診

1 妊婦・乳幼児健診と予防接種

健康づくり課 TEL：054-627-4111

母子の健康を維持するため、市は以下のサービスを提供します。

- 母子健康手帳の交付
- 子育てに関するアドバイス
- 健康診査・相談
- 訪問による相談
- 予防接種

上記サービスに関しては、「広報やいづ」をご参照ください。

2 健康診査

健康づくり課 TEL：054-627-4111

市は以下のサービスを提供します。

- 健康診査（特定健診・がん検診）
- 健康相談
- 訪問による保健指導

3 医療

● 平日

焼津市立総合病院 TEL：054-623-3111

（初診：月～金 午前8時～午前11時）

（再診：月～金 午前8時～午前11時30分）

- その他のクリニックや病院

● 週末や祝日

- クリニックや病院（毎月1日号の「広報やいづ」、または「広報やいづポルトガル語版」「広報やいづスペイン語版」「広報やいづ英語版」「広報やいづタガログ語版」「広報やいづビサヤ語版」を見てください。）

● 夜間

志太榛原地域救急医療センター TEL：054-644-0099

（月～金 午後7時30分～10時）（土・日 午後7時30分～翌日午前7時）

◆ 税

外国人であっても、日本人と同じように税金を納めなければなりません。



1 所得税

藤枝税務署 TEL: 054-641-0680

1年間の個人の所得に対してかかる税金です。会社から給料をもらっている人は、毎月の給料から差し引かれます。給料以外に所得がある人は、毎年2月16日から3月15日までの間に税務署で前年の所得を申告しなければなりません。この申告を「確定申告」といいます。

2 住民税

課税課 (市民税担当) TEL: 054-626-2149

1月1日現在、焼津市に住所があり日本に1年以上住んでいる人は、所得に応じて住民税を納めなければなりません。

① 申告

毎年2月16日から3月15日までの間に市役所へ前年の所得を申告しなければなりません。ただし、税務署で確定申告した人、前年の所得が給料だけの人で会社から市へ給与支払報告書が提出されている人は、市役所への申告は必要ありません。

② 通知

6月中旬に納税通知書を送付します。給料から差し引かれる人には、会社を通じて5月中旬に税額を通知します。

③ 出国する場合

日本から出国する前に、残りの住民税をすべて納めなければなりません。

3 固定資産税・都市計画税

課税課 (土地担当) TEL: 054-626-1149

(家屋担当) TEL: 054-626-2150

(償却資産・諸税担当) TEL: 054-626-1142

1月1日現在、焼津市に土地、家屋、償却資産を所有している人は、その資産の価格に応じて固定資産税を納めなければなりません。また、市街化区域にある土地や家屋では、都市計画税も納めなければなりません。

5月初旬に納税通知書を送付します。

4 軽自動車税 (種別割)

課税課 (償却資産・諸税担当) TEL: 054-626-1142

4月1日現在、オートバイや排気量660cc以下の自動車を所有している人は、その種類に応じて軽自動車税 (種別割) を納めなければなりません。

5月中旬に納税通知書を送付します。

5 国民健康保険税

国保年金課 TEL: 054-626-1113

国民健康保険に加入している人が病院を受診する時に支払う金額が少なくて済むのは、医療費の一部が保険税でまかなわれているからです。

保険税は必ず支払ってください。

保険税は、所得・資産の状況や加入者の人数などにより世帯ごとに計算されます。国民健康保険についての詳しいことは、9ページをみてください。

6 納税

納税促進課 TEL: 054-626-1140

お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアで、それぞれ定められた納期限までに納付書(納税通知書に入っています。)で納めてください。

また、金融機関で口座振替の申込みをすれば、納期ごと口座から引落しをすることができます。

パソコンやスマートフォンで「Yahoo! 公金支払い」(※令和4年4月からは「F-REGI 公金支払い」)のサイトにアクセスし、クレジットカード払いもできます。

・スマートフォンでバーコードを読み取って「PayPay」「LinePay」で支払うこともできます。

納税について困ったことがある場合には、市役所にご相談ください。

●夜間と日曜日の納税相談

木曜日夜間と第4日曜日に納税についての相談を受け付けています。

受付時間は次のとおりです。

・毎週木曜日夜間…午後8時まで

・毎月第4日曜日…午前9時～午後4時

※毎週木曜日夜間は通訳がいません。

※毎月第4日曜日は英語・タガログ語・ビサヤ語・ポルトガル語の通訳がいます。(12時から午後1時の間は通訳がいません)



◆^{ほいくしよ}保育所・^{ようちえん}幼稚園・^{がっこう}学校

1 ^{ほいくしよ}保育所 ^{ほいく}保育・^{ようちえんか}幼稚園課 TEL：054-626-2772

^{しごと}仕事などの^{りゆう}理由で、^{にちゅう}日中、^こ子どもの^{めんどう}面倒を^み見ることができない人のために、^{ほいくしよ}保育所があります。^{ほいくしよ}保育所に^{にゅうしよ}入所するには^{きじゆん}基準があり、^{ほいく}保育を^{ひつよう}必要とすると^{みと}認められる場合に、^{ばあい}入所することができます。^{にゅうしよ}入所の^{きじゆん}基準や^{てつづ}手続きについては、^{ほいく}保育・^{ようちえんか}幼稚園課まで^{そうだん}相談してください。

2 ^{ようちえん}幼稚園 ^{ほいく}保育・^{ようちえんか}幼稚園課 TEL：054-626-2772

3歳から5歳の^こ子どもが^{にゅうえん}入園できますが、^{ぎむ}義務ではありません。^{ようちえん}幼稚園に^{にゅうえん}より入園できる^{ねんれい}年齢が^{ちが}違います。

【^{こうりつようちえん}公立幼稚園】

4～5歳児が^{にゅうえん}入園できる^{えん}園…^{おおとみようちえん}大富幼稚園、^{ようちえん}さつき幼稚園

3～5歳児が^{にゅうえん}入園できる^{えん}園…^{しずはまようちえん}静浜幼稚園、^{しずはまようちえんしもふじぶんえん}静浜幼稚園下藤分園、^{おおいがわにし}大井川西^{ようちえん}幼稚園、^{おおいがわみなみようちえん}大井川南幼稚園

^{しりつようちえん}私立幼稚園については、^{かくえん}各園に^と問い合わせてください。

●^{こうりつようちえん}公立幼稚園の^{にゅうえんてつづ}入園手続きなど

^{こうりつようちえん}公立幼稚園に^{にゅうえん}入園したいときは^{がんしよ}願書に^{ひつよう}必要なことを^か書いて、^{ようちえん}幼稚園に^だ出してください。^{がんしよ}願書は^{かくようちえん}各幼稚園に^{あり}、^{いつでも}いつでも^{うけつけ}受付をしています。^{こうりつようちえん}公立幼稚園に^{にゅうえん}入園するときも、^{かね}お金が^{かかります}かかります。^{くわ}詳しいことは^{かくえん}各園に^と問い合わせてください。

●^{ほいくしよ}保育所の^{ほいくりよう}保育料

^{ほいくしよ}保育所に^{にゅうしよ}入所すると、^{いっぺい}一定の^{じょうけん}条件の^{ひと}人を^{のぞ}除き、^{ほいくりよう}保育料が^{ひつよう}必要になります。^{ほいくりよう}保育料は、^{ほごしゃ}保護者の^{しちょうそんみんぜい}「市町村民税」によって^き決まります。^こ子どもの^{よういく}養育を^{ちちはは}父母^{いがい}以外の^{ひと}人が^{おも}主にしている^{ばあい}場合や、^{おも}主に^{きゅうりよう}給料を^{もらう}もらう人が^{ちちはは}父母^{いがい}以外の^{ばあい}場合(祖父母等)などは、^{ひと}その人の^{かぜい}課税^{じょうきよう}状況により^き決まります。^{くわ}詳しくは^{ほいく}保育・^{ようちえんか}幼稚園課に^と問い合わせてください。

3 小学校と 中学校

4月1日現在で 6歳から 14歳の 就学年齢に あたる 子どもが いる
 保護者は、子どもの よりよい 成長のため、子どもが 学習する 場を 準備
 しましょう。

転入届け出 (焼津市役所 市民課 または 大井川市民サービスセンター)

転入の 届け出を したら、次に 焼津市教育委員会 学校教育課
 教育センターに 行きます。電話を して、約束してから 行きます。

焼津市教育委員会 学校教育課 教育センター TEL:054-631-4811 大井川庁舎

焼津市立の 小・中 学校に入らない場合も
 教育委員会 学校教育課 教育センターに 行きます。

外国人学校に 入る 場合
 教育委員会が、入る 学校名や 所在地を 確認します。

学校に 行かない 場合
 教育委員会が、理由を 聞いたり 相談に のったり します。

焼津市立の小中学校に入りたい場合

- ・ 小学校は6年間で、4月1日現在で6歳の児童より 入学できます。
- ・ 中学校は3年間で、4月1日現在で12歳の生徒より 入学できます。
- ・ 授業料と教科書費用は 無料です。給食や教材、修学旅行などの費用は 有料です。
- ・ 学校では 日本語の 授業、日本語での 生活になります。
- ・ 日本語が 分からない 小中学生は、言葉や 学習について支援員の支援を受け ことができます。

—入るための 手続きの しかた—

- 1 教育委員会 学校教育課 教育センターで 手続きを する



- (1) 教育委員会 学校教育課 教育センターへ 電話をして、手続きに 行く 日時
を 決めます。
- (2) 保護者と 子どもの パスポート、在留カードを 持参し、教育委員会で 手続
きを します。印鑑が ある方は お持ちください。
- 注意) 日本語が 話せない 場合は、通訳の方を 連れて きてください。

2 学校で 説明を 受ける

- (1) 教育委員会 学校教育課 教育センターで 手続きが 終わった後、指定の
学校へ 電話を して、説明を 受けたいことを 伝え 日時を 決めます。
- (2) 学校へ 行って、学校の ルールや 生活、学費などについて 話を 聞いて く
ださい。
- (3) 何日から 学校へ 行くかを 学校と 相談してください。
- 注意) 日本語が話せない場合は、通訳の方を 連れてきてください。

※ 注意する こと

- ・ 焼津市に 転入の 届出を していないと、入学することは できません。
- ・ 入学できる 学校は、お住まいの 地区によって 決まっています。引っ越
すと 学校が 変わります。
- ・ 原則として、年齢相当の 学年に 入ります。
- ・ 教育委員会と 学校での 手続きは 別の日になることが多いので、数日
間 かかります。
- ・ 学校教育を 受ける 条件は、基本的に 日本の 子どもと 同じです。な
お、学校の ルールは 必ず 守って ください。
- ・ これまで 日本の 学校に 通っていた 場合、また、他の 日本の 学校へ
転校する 場合は、学校と 教育委員会に 伝えてください。
- ・ 学校を やめる時は、学校で 手続きが 必要です。
- *不明な 点が ありましたら 教育委員会まで ご連絡 ください。

れんらくさき
連絡先

やいづしきょういくいいんかい がっこうきょういくか
焼津市教育委員会 学校教育課

やいづしほんまち やいづしやくしよほんちようしや かい
焼津市本町2-16-32 焼津市役所本庁舎6階

TEL054-625-8160

やいづしきょういくいいんかい がっこうきょういくか きょういく
焼津市教育委員会 学校教育課 教育センター

やいづしむなだか ばんち やいづしやくしよおおいがわちようしや かい
焼津市宗高900番地 焼津市役所大井川庁舎2階

TEL054-662-0586

◆ 児童手当・子ども医療費受給者証

子育て支援課 TEL: 054-626-1137

1 児童手当

15歳未満の児童を養育している方は児童手当を受け取ることができます。児童手当は児童が15歳になるまで受け取ることができます。

児童手当を受給するには申請が必要です。お子さんが生まれたり、焼津市に転入したりした場合も申請が必要です。

詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

支給額（月額・1人につき）

区 分	所得制限 限度額未満	所得制限 限度額 以上
3歳未満	15,000円	5,000円（一律）
3歳以上 小学校 修了前 （第1子・第2子*）	10,000円	
3歳以上 小学校 修了前 （第3子以降*）	15,000円	
中学生	10,000円	

*18歳 到達後 最初の 3月31日 までにある児童の中で、第1子・第2子と数えます。

2 子ども医療費受給者証

健康保険に加入している18歳未満の児童には、子ども医療費受給者証を交付します。

子ども医療費受給者証の交付には、申請が必要です。お子さんが生まれたり、焼津市に転入したりした場合も申請が必要です。

健康保険証と子ども医療費受給者証を医療機関に提示して受診した場合、下記の表の通り助成が受けられます。

せいど がいよう
制度の概要

たいしょう ねんれい 対象 年令		さいとうたつご さいしょ がつ にち 18歳到達後、最初の 3月31日まで (4月1日生まれの方は 前日の3月31日まで)
にゅういん 入院	じ こ ふ た ん き ん 自己負担金	なし
	しょくじりょうようひょうじゆんふたんがく 食事療養費標準負担額	じよせいたいしょう 助成対象
つういん 通院	じ こ ふ た ん き ん 自己負担金	なし

きんきゅうじ
〔緊急時〕

◆ かし きゅうびょう じこ
火事・急病・ガス事故

かし じこ きゅうびょう さいがい はっせい ばあい おちつ かき でんわ
火事、事故、急病、災害が発生した場合は、落ち着いて下記に電話をし
てください。

かし きゅうびょう けが 火事、急病、怪我、 も ばくはつ ガス漏れ、ガス爆発	しょうぼうしょ TEL：119（消防署）
--	-------------------------

119は、こうしゅうでんわからも 無料（むりょう）でかけることができます。

かし
1 火事

- (1) 「火事！」と おおごえ さけ しゅうい ひと し
大声で叫び、周囲の人に知らせる。
- (2) 119（しょうぼうしょ）に でんわ し、じゅうしょ めじるし しめい つた
電話をし、「住所（目印となるもの）、氏名」を伝える。

きゅうびょう
2 急病

- ・ きんきゅうしよち ひつよう きゅうびょう ばあい しょうぼうしょ でんわ じゅうしょ
緊急処置の必要な急病の場合、119（消防署）に電話をし、「住所
（めじるし しめい しょうじょう）を伝える。

じこ
3 ガス事故（ガス漏れ・ガス爆発）

- (1) きぐ ふてきせつ しょう けっかん きぐ しょう
ガス器具を不適切に使用したり、欠陥のあるガス器具を使用すること
は、事故を招く恐れがあります。ガス器具を使用している際に、異臭
かん かん かん とめ まど あ さい いしゅう
を感じたら、ガスを止め、窓を開けてください。その際には、火を使
わ ず、でんきせいひん つか
電気製品を使わないようにしてください。
- (2) がいしゃ または プロパンガス とりあつかいてん でんわ てんけん
ガス会社、またはプロパンガス取扱店に電話をし、点検をしてもらう
ようにしましょう。

◆ 交通事故・犯罪

交通事故、犯罪が発生した場合は、落ち着いて下記に電話をしてください。

交通事故、犯罪	TEL : 110 (警察署)
けが人がいる場合	TEL : 119 (消防署)

110番と119番は、公衆電話からも無料でかけることができます。

1 交通事故

・怪我人がいる場合は、まず119番に電話し、それから110番に電話をしてください。

また、事故の相手の氏名、連絡先、住所、ナンバープレートを確認してください。

2 犯罪

(1) 泥棒や強盗など犯罪を見た、被害にあった場合には、110番に電話をしてください。

警察があなたの所に向かいますので、オペレーターの質問に沿って

何があったのか、どこであったのか、いつごろか、犯人は、 けが人はいるか、あなたの住所・氏名・電話番号

を教えてください。

なお、携帯電話の場合には、通報場所の地番や目標物などを必ず伝えてください。

(2) 緊急時に備えて、自分の住所と電話番号は日本語で言えるようにしてください。

日本語が解らなければ、代わりにの人に電話をしてもらってください。

また、緊急以外の電話（問合わせなど）は下記で受け付けています。

焼津警察署 TEL：054-624-0110

静岡県警察本部 TEL：054-271-0110 #9110（警察相談専用電話）

◆自然災害（地震・台風）

1 地震

・まず、身の安全を守りましょう。揺れがおさまったら火元を確認します。

屋外に出る際、割れた窓ガラスや屋根瓦などの落下物に気をつけてください。可能であれば、ヘルメットを着用してください。

・海の近くに住む人は、津波に備え、安全な場所にすぐに避難しなければなりません。事前に、一時避難場所を決めておく必要があります。

鉄筋コンクリートや高い建物が良いでしょう。地震に備え、ヘルメットや懐中電灯を準備しておき、家具も壁に固定しておきましょう。

※大きな地震の後には、地域で助け合いが必要です。日ごろから防災訓練に参加しましょう。

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されます。海の近くや山のふもとなど、危険な地域に住んでいる人は、非常持ち出し品を用意して、すぐに避難できる準備をしておきましょう。

3 台風

大きな台風（通常8月中旬から10月中旬）が発生した際には、洪水が起きたり、所有物に被害がでるかもしれません。テレビやラジオで最新の台風情報を聞くようにしてください。近くの公民館や小中学校、コミュニティー防災センターが避難場所となります。避難に関する情報が発令されたら、避難場所に非常持ち出し品を持っていきましょう。

雨や風が強く、外が危険な場合は、屋内の高いところへ避難してください。また、懐中電灯や非常用の食べ物をたくわえておくようにしてください。

※ 緊急時には、ヘルメットや懐中電灯は とても 便利 です。家具の転倒による怪我を防ぐため、ホームセンターで売っているブラケットで家具を固定しておくことをお勧めします。

4 防災訓練 地域防災課 TEL：054-623-2554

予想される南海トラフ地震から自分や家族を守るためには、地震に備えて普段から十分な準備をしておくことが大切です。積極的に地域の防災訓練に参加しましょう。

● 災害時 初動訓練

3月11日を含む10日間（津波対策推進旬間）

● 総合防災訓練

9月1日または直前の日曜日

● 地域防災訓練

12月 第1日曜日（地域防災の日）



5 やいづ防災メール 地域防災課 TEL：054-623-2554

大雨や地震などの情報を、メールでお知らせします。メールは、英語、ポルトガル語、日本語から選べます。登録すると地震情報、津波情報、気象情報、土砂災害警戒情報が届きます。

登録するときは、yaizu-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com に空メールを送ってください。その返信が届いたら、メールに書かれているURLから、登録を進めてください。

まいにち せいかつ
〔毎日の生活〕

◆ やいづし
焼津市からの お知らせ

1 し こうほうし
市の 広報紙

市の 広報紙は、「広報やいづ」といいます。毎月 1日に 新聞折り込みで 配布 しています。

「広報やいづ」については、シティセールス課TEL:054-626-2145 に お問い合わせ ください。

また、ポルトガル語・ スペイン語・ タガログ語・ 英語 ・ やさしい 日本語に 翻訳した「広報やいづ」(抜粋版)を 市役所や 公民館などで 閲覧 できます。また、下のQRコードから見ることもできます。

外国語版の 「広報やいづ」については、市民協働課TEL:054-626-2191 に お問い合わせ ください。



ポルトガル語



スペイン語



タガログ語



英語



やさしい日本語

2 し
市の ホームページ

ホームページ アドレス： <https://www.city.yaizu.lg.jp/>

やさしい日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語で 見ることが できます。

3 し
市からの 通知

市からの 通知が 届いたら、内容を 確認し、わからない ところがある時は、封筒や 通知文書に 記載されている 担当に お問い合わせ ください。

もし、日本語が わからないなどの 理由で 通知が 理解できない 時は、市民協働課TEL:054-626-2191 に お問い合わせ ください。

◆ 相談



1 外国人相談「焼津市多文化共生総合相談センター」

市民協働課 TEL: 054-626-2191

文化の 違いや 日本語で わからないことが あったら 相談してください。
市民協働課では、外国人の みなさんが、焼津市で 暮らしやすいように お
手伝いをしています。

● 相談できる内容

市役所の手続、在留手続、雇用、福祉、出産・子育て、子どもの教育など

● 言語と日時

○ポルトガル語・タガログ語・ビサヤ語・英語の通訳

月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00

○スペイン語の通訳

月、水～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～16:30

※ ポルトガル語は毎月第1・3木曜日の8:30～11:30、タガログ語、
ビサヤ語、英語は毎月第2・4木曜日の9:00～11:30に大井川庁舎に
います。

※ ベトナム語やインドネシア語、中国語、ミャンマー語、タイ語、ネパ
ール語なども通訳とテレビ電話でつないで相談することができます。

2 いろいろな相談の窓口

市民相談室 TEL: 054-626-1133

市役所では、相談サービスを 行っています。

もし、お困りのことが ありましたら、お気軽に ご連絡ください。

相談は 無料で、秘密は 厳守 します。

英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ビサヤ語での 相談も 可能
です。相談を 希望される 場合は、必ず 事前に ご連絡 ください。

3 子どもに関する相談

こども相談センター TEL: 054-626-1165 アトレ庁舎

子どもの生活や育て方について困っていることや、家族や親子のことで悩んでいることがあったら相談してください。

4 発達に関する相談

こども相談センター TEL：054-626-1165 アトレ庁舎

言葉が遅い、落ち着きがない、みんなと一緒に活動できない、子どもの発達のことなどで心配がありましたら、心理相談員や担当職員が面接や電話等で相談を行います。

5 DV相談

こども相談センター TEL：054-626-1165 アトレ庁舎

配偶者やパートナーから、身体的もしくは心理的な暴力を受け、悩んでいませんか。相談は女性の相談員が行います。相談は無料で、秘密は必ず守ります。

◆ 住宅

1 民間賃貸住宅（アパートやマンションなど）を探すときは、普通は不動産屋へ行きます。

日本語ができる人と一緒にいったほうがいいです。

契約をするときは、お金が必要です。敷金、礼金、仲介手数料、前払金などです。また、保証人も必要です。

住宅を借りるときは、いろいろな決まりがあります。よく確認してから契約しましょう。

2 市営住宅・県営住宅

静岡県住宅供給公社 TEL：054-255-4824

住宅・公共建築課 TEL：054-626-2163

低所得者のための賃貸住宅として、静岡県住宅供給公社が管理しています。原則、毎月1回、入居できる空家がある場合に入居者を募集しています。入居の資格や応募方法については静岡県住宅供給公社、または住宅・公共建築課にお問い合わせください。



◆ 電気・水道・ガス

引越しするときの 手続き、料金、故障したときなどについて 問い合わせる 場合、以下の 電話番号に 連絡してください。アパートやマンションに 住んでいる 人は、まず 管理人に 連絡してください。

● 電気

● 中部電力 (TEL:0120-985-230)

● 水道

● 焼津市水道料金事務センター

(TEL:054-656-0055)

● 浄化槽清掃・トイレの汲取り

● 焼津市小屋敷環境管理センター

(TEL:054-628-7408)

● ガス

○ 都市ガス

● 東海ガス (TEL:054-629-7100)

○ プロパンガス※

● 東海ガス 焼津支店 (TEL:054-641-8711)

● ハローガス (TEL:054-623-8686)

● サイサン (TEL:0120-41-3130)

※プロパンガスを 扱う 会社は 他にも たくさん あります。
管理人に どこの ガス会社か 確認してください。

◆ 自治会

自治会では、地域に住むみなさんが仲良く、安心・安全に暮らすために、日々さまざまな活動をしています。

2011年3月11日に起こった東日本大震災以降、近所での助け合いの大切さに改めて気付きました。災害が起こったときに大事なものは地域の絆です。

自治会の活動に参加して、地域のみなさんと知り合いになりましょう。

◎ 自治会の活動内容

- ① 安心・安全に暮らせる環境をつくる活動。
- ② まちをきれいにする活動。
- ③ 他にも、さまざまな活動を行っています(地域のイベントの開催など)。


◆ ごみの出し方

環境課 TEL: 054-626-1130

住民は、家庭から出すごみは、ごみ袋にまとめ、決められた収集日まで保管しなければなりません。収集場所も定められています。決められたごみ収集日、または収集場所以外には、ごみを捨てないでください。(ごみを出すときは、当日の午前8時までに出してください。)

1. ごみの出し方

ごみは、燃やすごみ、剪定枝、容器包装プラスチック、資源物、まだ使える服、家電4品目、パソコンに分別してください。

ごみの種類	ごみの例と出し方
<p>燃やすごみ (週に2回収集)</p>	<p>(例) 台所からのごみ、再利用不可能紙、繊維・ゴム製品、わら製品、リサイクルできないプラスチック製品(汚れているもの、塩ビ製品など)</p> <p>ふとん・じゅうたん・ホットカーペット(機械部分は切り取って資源物へ)、使い捨てライター(中身を使い切ってください)</p> <p>(出し方) 透明か半透明の袋に入れて、口を縛って出してください。</p>
<p>剪定枝 (燃やすごみと同じ収集日時・場所)</p>	<p>(例) 木くず・剪定枝</p> <p>(出し方) 長さ1メートルに切り、針金か紙ひも、麻ひもで直径30センチくらいに束ねる。結ぶことのできない木くずや木片は、ビニール袋に入れて「木くず」と書いて出してください。</p>
<p>容器包装プラスチック (週に1回収集、燃やすごみと同じ収集)</p>	<p>(例) ボトル類、パック類、カップ類、トレイ類、 プラ類</p> <p>※容器包装プラスチックには「プラマーク」が付いています。</p> <p>(出し方) 汚れは軽く水ですすぐか、</p>

<p>ばしょ 場所)</p>	<p>ふ と どうめい はんとうめい ふくろ い 拭き取り、透明か半透明の袋に入れ て、口を縛って出してください。 プラマーク よご にお と も だ 汚れや臭いが取りにくいものは、燃やすごみに出して ください。</p>
<p>しげんぶつ 資源物 (月に一回 収集、燃やすごみ とは違う収集 ばしょ 場所)</p>	<p>れい かみるい ざつ しんぶん ざっし かみ 例) 紙類(ダンボール、雑がみ、新聞・チラシ、雑誌、紙 パック)、びん(無色透明びん、茶色びん、その他の色の びん)、缶(アルミ缶、スチール缶)、ペットボトル、小型 かてんせいひん きんぞくろい てんち てんきゅう けいこうとう かがみ とうきるい 家電製品、金属類、電池、電球、蛍光灯、鏡、陶器類、 ガラス、自転車、プラスチック製品(プラスチック製のお もちゃ、衣装ケース、ハンガー、小物入れ、CD及びケー ス等、プラマークの無いプラスチック製品) だ かた かみるい わ かみ しば (出し方) 紙類…それぞれ分けて、紙ひもで縛って ください。 ざつ ふうとう かみぶくろ い なかみ 雑がみは封筒や紙袋に入れ、中身が 出ないように折って、紙ひもで縛って ください。 びん …中を洗って出してください。 ペットボトル…キャップとラベルをはがし て、中を洗って出してください。 かん …スプレー缶は中身を空にして穴を あけてください。ふたやノズル部分を はずしてください。 かん なか ふ と ペンキ缶は中を拭き取ってくださ い。 でんち じゅうでんしきでんち すいぎんでんち こうにゆうてん 電池…充電式電池や水銀電池は購入店に そうだん 相談してください。 どうめい はんとうめい ふくろ プラスチック製品…透明か半透明の袋に いば くち しば だ 入れて、口を縛って出してください。</p>
<p>ふるぎ ふるぬの 古着・古布</p>	<p>けいと いがい よごれ あな いるい 毛糸・わた以外で汚れ・穴のあいた衣類</p>

<p>(収集場所)：ミニステーション</p>	<p>(出し方) 紙ひもで縛るか古着で包んで出してください。 泥・ペンキで汚れたものや下着類などは「燃やすごみ」へ出して 出してください。</p>
<p>まだ使える服 (収集場所)：ミニステーション</p>	<p>(例) スーツ、ジーンズ、フリース、セーター、革製品、 スカーフ、ジャケット、ダウンジャケット、ぬいぐるみ、 バック、靴、帽子 (出し方) 透明か半透明の袋に入れて、口を縛って 出してください。 靴は、別の袋に分けてください(左右揃っているもの に 限ります)</p>
<p>家電 4品目 (市では収集できません)</p>	<p>(例) テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機 (処分方法) 購入店などに引き取りをお願いしてくだ さい(有料)。</p>
<p>パソコン (市では収集できません)</p>	<p>(例) デスクトップ本体、ディスプレイ、ノートパソコン (標準添付品のマウス、キーボード、スピーカー、 ケーブルなどを含む) (処分方法) 製造会社に問い合わせてください(有料)。</p>

※ 処分方法がわからない場合は、[環境課TEL：054-626-1130](tel:054-626-1130) にお問い合わせ
 わせください。日本語がわからない場合は、代替りの人に電話をしても
 らってください。

2 ごみ収集日時

住む場所によって、ごみ収集日時は異なります。あなたの住む場所の
 適切なごみ収集日を確認する必要があります。ごみは、当日の午前8時
 までには出してください。

3 ごみ収集場所

あなたの住む地域の定められている燃やすごみ、資源物の収集場所を
 近所の役員さんに確認してください。

これらの決まり事が正しく守られていないごみは、市として収集しません。

他人の土地や山、川、海、道路などの公共用地にごみを捨てることは犯罪であり、法律で罰せられます。

ごみの出し方 ごみを捨てるためのルールがあるので 守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所に出してください。

① 燃やすごみ

【週2回 収集】燃やすごみのステーションへ

祝日も収集します。

ごみは透明 または 半透明のビニール袋に入れて、口を縛って出してください。

• 下着類

• 繊維類・ゴム製品（金属部分は取り除いてください）

• 再生できない紙類（感熱紙・紙コップなど）

• 生ごみ

• ふとん・じゅうたん・ホットカーペット（機械部分は切り取って資源物へ）

• 使い捨てライター（中身を使い切ってください）

※生ごみを出す場合はじゅうぶん水切りをしてから出してください。



ごみの出し方

ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所に出してください。

② 木くず・剪定枝

【週2回収集】燃やすごみのステーションへ

祝日も収集します。

※燃やすごみとは別にあとで収集します。

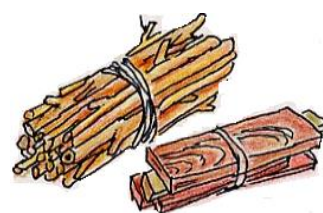
●長さ1m以内に切り、針金か紙ひもで直径30cmくらいに束ねてください。

●結ぶことのできない木くずや木片は、ビニール袋に入れて「木くず」と書いて出してください。

※ご注意ください

ビニール・プラスチック加工等の表面加工されたもの

が取り除けないものは燃やすごみに出してください。



ごみの出し方 ごみを捨てるためのルールがあるので 守ってください。

ごみは、必ず決められた日の 午前8時までに 決められた 場所に出してください。

③ 容器包装プラスチック

【週1回 収集】燃やすごみのステーションへ
祝日も 収集します。

ボトル類(ペットボトルは 除く)



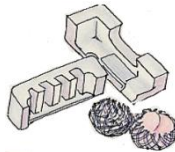
チューブ類



トレイ類(白色トレイ 含む)



緩衝材類



パック・カップ類



ネット類



大きな 発泡スチロールは 細かく 割って 出す

裏が アルミの ふたは 燃やすごみとして 出す

ポリ袋・ラップフィルム類



値札・シールは はがさなくても かまいません

※ご注意ください

容器包装以外の プラスチック製品 及び ペット
ボトルは、資源物へ 出してください。

● 出し方

軽く 水で すすぐか、汚れを ふき取って 出して ください。

透明 または 半透明の ビニール 袋に 入れて 口を 縛って 出して ください。

プラマーク

※「プラマーク」(右図) が 付いたものが 容器包装プラスチックです。



ごみの出し方 ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所に出してください。

④ 紙類・古着

【月1回 収集】資源物を集める場所、または町内会指定場所へ

紙類は次のように分類されます。それぞれ紙ひもで縛って出してください。

段ボール



貼ってあるテープは取り除き
折りたたんで紙ひもで縛る

新聞・チラシ



新聞と折り込みチラシは混ぜて出す

雑誌



表面がビニールで加工されているものは取り除く

紙パック



水洗い後、切り開き乾燥させる

雑がみ



空き封筒のビニール袋は外し、封筒や紙袋などにまとめ、

中身が出ないように紙ひもで縛る

※ご注意ください

内面がアルミ加工（銀色のもの）された紙パックやビニールコート紙、写真、感熱紙、
カーボン紙、紙コップなどの加工されたものは、燃やすごみへ出してください。

古着

紙ひもで縛るか、古着同士で包んで出してください。

ファスナーやボタンはつけたままでも構いません。



※ご注意ください

汚れた衣類は燃やすごみへ出して ください。

ごみの出し方 ① ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所に出してください。

⑤ - 1 資源物

【月1回 収集】資源物を集める場所、または町内会指定場所へ
次の種類に分けてください。

びん

ふたを外し、中をよく水洗いして4種類に分けて出す。



- ①無色透明びん
- ②茶色びん
- ③その他の色のびん
- ④化粧品のビン

缶

中は水洗いして①アルミ缶と②スチール缶に分けて出す。

- ①アルミ缶
- ②スチール缶



※スプレー缶…中身を空にして穴をあける。ふたやノズル部分を外す。

※ペンキ缶…中を拭き取り空にする。

ペットボトル

中を水洗いし、つぶして出す。



ラベルとキャップははずして「容器包装プラスチック」に分別する。



蛍光管・電池・電球・鏡・陶器類・ガラス

充電式電池や水銀電池は取扱店へ出す。



ごみの出し方 ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所に出してください。

⑤-2 資源物

【月1回 収集】資源物を集める場所、または町内会指定場所へ

次の種類に分けてください。

廃食用油（家庭用天ぷら油）ラード不可

プラスチック容器（ペットボトルなど）に入れて出す。



※天かすは取り除いてください。容器は返却しません。

プラスチック製品

プラスチック製のおもちゃ・衣装ケース・ハンガー・小物入れ・洗い桶・バケツ・CD 及びケース等

※透明または半透明のビニール袋に入れて、口をしばって出してください。

※バケツや植木鉢等は水洗いをして汚れを落としてください。

※塩ビ製品（雨どい、デスクマット、なみ板、トタン、パイプ、家庭用ラップ）等は

燃やすごみへ出してください。

ごみの出し方 ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

ごみは、必ず決められた日の午前8時までに決められた場所に出してください。

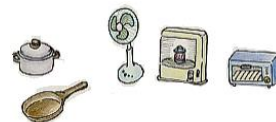
⑤-3 資源物

【月1回収集】資源を集める場所、または町内会指定場所へ

次の種類に分けてください。

その他燃やせないごみ

小型家電・金属類・自転車



※刃や針などの危険なものは、スチール缶などの中にに入れて、ふたを外して出す。

※燃やせないものの中には、市で収集できないものがあります。

⑥ -1 まだ使える服など

【収集場所】ミニステーションで 木曜日～日曜日 (9:00～16:00)

(例) スーツ、ジーンズ、フリース、セーター、革製品、スカーフ、ジャケット、ダウンジャケット

ぬいぐるみ、バック、靴、帽子



※(出し方) 透明か半透明の袋に入れて、口を縛って出してください。

※靴は、別の袋に分けてください(左右揃っているものに限り)

⑥-2 古着・古布

【収集場所】 ミニステーションで 木曜日～日曜日 (9:00～16:00)

毛糸・わた以外の汚れ・穴のあいた衣類

※ (出し方) 紙ひもで縛るか古着で包んで出してください。

※ 泥・ペンキで汚れたものや下着類は「燃やすごみ」へ出してください。

その他、ミニステーションでは、紙類・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製品

廃食用油・電球・電池なども回収しています。

ごみの出し方 ごみを捨てるためのルールがあるので守ってください。

⑦ 使用済みの小型家電

【収集場所】

市役所 本館 1階 エレベーターホールで 月曜日～日曜日 (8:00～20:00)

公民館で 各公民館の 開館日 (9:00～21:30)

ミニステーションで 木曜日～日曜日 (9:00～16:00)

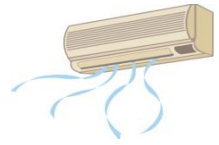
(例) 携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、カーナビ、ノートパソコン

※ (出し方) 個人情報情報は消してください。

※ 一度回収ボックスに入れたものは取り出せません。

⑧ 家電四品目（市では収集できません）

（例）テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・乾燥機



（処分方法）購入店などに引き取りをお願いしてください（有料）。



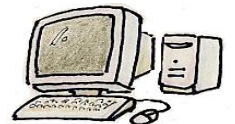
ごみの出し方 ゴミを捨てるためのルールがあるので守ってください。

⑨ パソコン（市では収集できません）

（例）デスクトップ本体、ディスプレイ、ノートパソコン

※ノートパソコンは、使用済みの小型家電として出すこともできます。

（標準添付品のマウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなどを含む）



（処分方法）製造会社に問い合わせてください（有料）。

※処分方法がわからない場合は、環境課（054-626-1130）にお問い合わせください。

※日本語がわからない場合は、代わりにの人に電話をしてもらってください。

●燃やすごみ・木くず・剪定枝の収集日

【週2回収集】燃やすごみのステーションへ

祝日も収集します

かいしゅうび 回収日	じちかい 自治会
げつようび 月曜日 ・ もくようび 木曜日	2、3、4、5、6、7、8、9、10、15、16、17、 なかじま はぶち りえもん よしなが たかしんでん ふじもり しもこすぎ 中島、飯淵、利右衛門、吉永、高新田、藤守、下小杉
かようび 火曜日 ・ きんようび 金曜日	1、11、12、13、14、18、19、20、21、22、23、 むなだか かみこすぎ あいかわ にしじま かみいすみ しもえどめ かみしんでん だいら 宗高、上小杉、相川、西島、上泉、下江留、上新田、つつじ平

●容器包装プラスチックの収集日

【週1回収集】燃やすごみのステーションへ

祝日も収集します

かいしゅうび 回収日	じちかい 自治会
げつようび 月曜日	12、13、14、22、23
かようび 火曜日	2、4、5、6、7
すいようび 水曜日	1、3、8、9、11、なかじま はぶち りえもん よしなが たかしんでん むなだか 中島、飯淵、利右衛門、吉永、高新田、宗高、 かみこすぎ しもこすぎ ふじもり あいかわ にしじま かみいすみ しもえどめ かみしんでん だいら 上小杉、下小杉、藤守、相川、西島、上泉、下江留、上新田、つつじ平
もくようび 木曜日	18、19、20、21
きんようび 金曜日	10、15、16、17

かんきょうか
環境課

TEL:054-626-1130

やいづし おも しせついちらん
〔焼津市の主な施設一覧〕

◆焼津市にある主な施設は以下のとおりです。

やいづしやくしよ 焼津市役所	(TEL : 054-626-1111)
おおいがわちようしゃ おおいがわしみん 大井川庁舎 (大井川市民サービスセンター)	(TEL : 054-662-0541)
すいどうちようしゃ 水道庁舎	(TEL : 054-624-0111)
しょうぼうぼうさい 消防防災センター	(TEL : 054-623-2554)
やいづけいさつしよ 焼津警察署	(TEL : 054-624-0110)
やいづゆうびんきょく 焼津郵便局	(TEL : 054-628-2681)
ハローワーク焼津	(TEL : 054-628-5155)
さいじょう 斎場	(TEL : 054-629-1501)

ほけん ふくし いりよう
保健・福祉・医療

ほけん 保健センター	(TEL : 054-627-4111)
ちようしゃ アトレ庁舎	(TEL : 054-626-1111)
そうごうふくしかいかん 総合福祉会館 (ウェルシップやいづ)	(TEL : 054-627-2111)
おおいがわふくし 大井川福祉センター (ほほえみ)	(TEL : 054-662-0610)
おおいがわじどう 大井川児童センター (とまとぴあ)	(TEL : 054-662-1300)
やいづしりつそうごうびょういん 焼津市立総合病院	(TEL : 054-623-3111)

こうみんかん
公民館

やいづこうみんかん 焼津公民館	(TEL : 054-626-0888)
とよだこうみんかん 豊田公民館	(TEL : 054-627-7310)
こがわこうみんかん 小川公民館	(TEL : 054-624-8191)
ひがしましづこうみんかん 東益津公民館	(TEL : 054-628-2607)
おおとみこうみん 大富公民館	(TEL : 054-624-4302)
わだこうみんかん 和田公民館	(TEL : 054-623-1570)
みなとこうみんかん 港公民館	(TEL : 054-624-8855)
おおむらこうみんかん 大村公民館	(TEL : 054-629-3351)
おおいがわこうみんかん 大井川公民館	(TEL : 054-622-3111)

ぶんか 文化・スポーツ施設

やいづぶんかかいかん 焼津文化会館	(TEL : 054-627-3111)
おおいがわぶんかかいかん 大井川文化会館 (ミュージコ)	(TEL : 054-622-8811)
れきし民俗資料館	(TEL : 054-629-6847)
やいづこいずみやくもきねんかん 焼津小泉八雲記念館	(TEL : 054-620-0022)
やいづとしょかん 焼津図書館	(TEL : 054-628-2334)
おおいがわとしょかん 大井川図書館	(TEL : 054-622-9000)
ふれあいギャラリー	(TEL : 054-626-9412)
そうごうたいいくかん 総合体育館 (シーガルドーム)	(TEL : 054-628-5740)
そうごう 総合グラウンド	(TEL : 054-628-5740)
やいづたいいくかん 焼津体育館	(TEL : 054-620-4301)
おおいがわたいいくかん 大井川体育館	(TEL : 054-622-5236)
おおいがわかせんしき 大井川河川敷マラソンコース (リバティ)	(TEL : 054-664-1234)
あおみね 青峯プール ※営業期間中のみ	(TEL : 054-629-7811)
ディスカバリーパーク焼津	やいづ てんもんかがくかん 天文科学館
ディスカバリーパーク焼津	やいづ おんすい すいむかん 温水プール (水夢館)
アクアスやいづ	(TEL : 054-621-0200)
サンライフ焼津	(TEL : 054-627-3377)
やいづせいしょうねん いえ 焼津青少年の家	(TEL : 054-624-4675)

やいづにほんごきょうしつ ～焼津日本語教室～

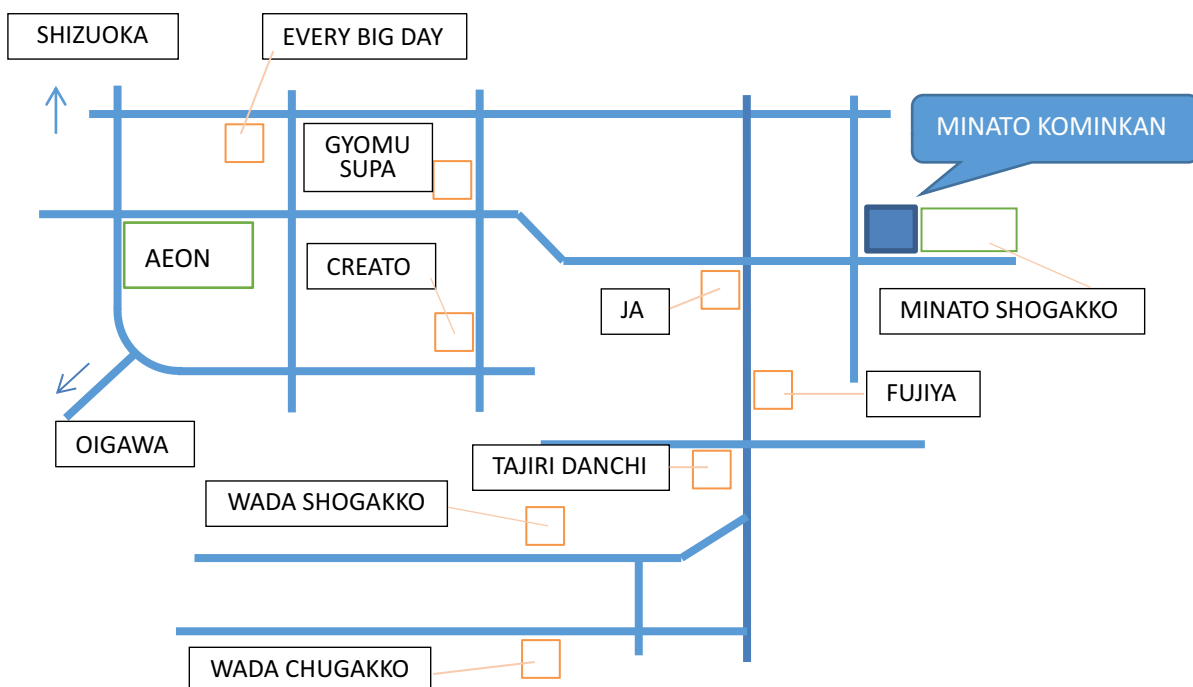
やいづ せいかつ がいこくじん
 焼津で生活している外国人のみなさん！
 にほん せいかつ しごとば つか かんたん にほんご たの
 日本での生活や仕事場で使う簡単な日本語を楽しく
 べんきょう
 勉強してみませんか？

<① やいづにほんごきょうしつ 焼津日本語教室>

ば しょ みなとこうみんかん やいづしいしづみなとちよう
 場 所：港公民館（焼津市石津港町40-1）
 にち し だい きんようび
 日 時：第1～4金曜日 19：00～21：00
 じゅこうりよう
 ※受講料はかかりません。

もう こ やいづにほんごきょうしつ すずき
 申し込み：焼津日本語教室 鈴木 TEL/090-4466-8094
 と あわ やいづしやくしょ しみんきょうどうか
 問い合わせ：焼津市役所 市民協働課 TEL/054-626-2191

みなとこうみんかん
 港公民館



<② やいづにほんご教室^{きょうしつ}>

ば しょ おおむらこうみんかん やいづしだいかくじ
場 所：大村公民館（焼津市大覚寺3-5-5）

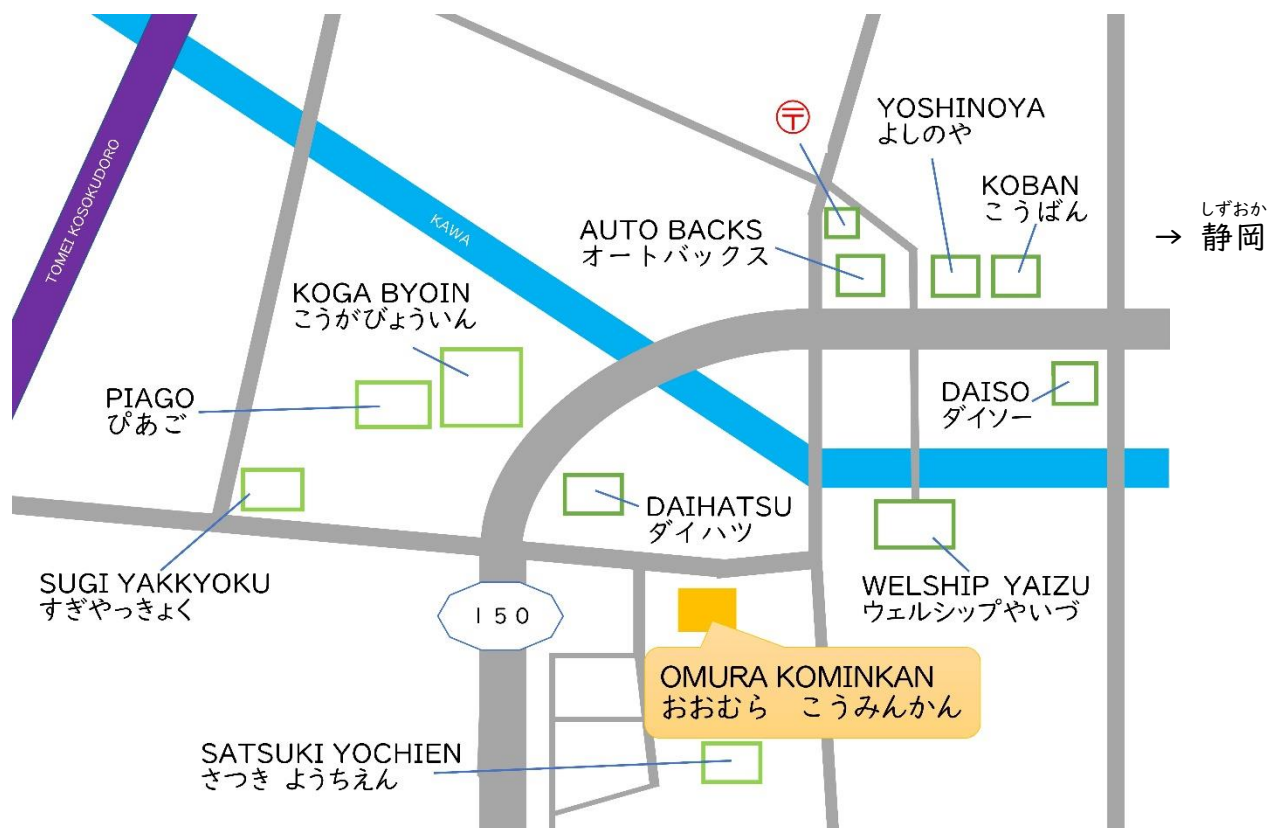
にち し だい とうりょうび
日 時：第2，4土曜日10：00～11：30

じゆこうりょう
※受講料はかかりません。

もう こ 申し込み：やいづにほんご教室 村松^{むらまつ} TEL/090-6333-9474

と あわ 問い合わせ：焼津市役所 市民協働課^{しみんきょうどうか} TEL/054-626-2191

おおむらこうみんかん
大村公民館



たいおうげんご にほんご えいご かんこくご ちゅうごくご
対応言語：日本語、英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィ
リピノ語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、クメール語（カンボジア）、
ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語

●じんけん そうだん
人権について相談したいとき

がいこくじんじんけんそうだん
外国人権相談ダイヤル

てんわ
電話：0570-090911

にちじ げつようび きんようび
日時：月曜日～金曜日 9:00～17:00

たいおうげんご えいご ちゅうごくご かんこくご
対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、
スペイン語、インドネシア語及びタイ語

●マイナンバーについて相談したいとき

マイナンバー制度、マイナポータルについて

てんわ
電話：0120-0178-26（フリーダイヤル）

たいおうげんご えいご ちゅうごくご かんこくご
対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

にちじ げつようび きんようび
日時：月曜日～金曜日 9:30～20:00

どようび にちようび しゅくじつ
土曜日・日曜日・祝日 9:30～17:30

マイナンバーカード、^{でんししょうめいしょ}電子証明書、^{こじんばんごうつうちしょ}個人番号通知書、^{つうち}通知カードを^な失くしてしまったり

^ぬ盗まれたりしたときについて

てんわ
電話：0120-0178-27（フリーダイヤル）

たいおうげんご えいご ちゅうごくご かんこくご
対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

にちじ げつようび きんようび
日時：月曜日～金曜日 9:30～20:00

どようび にちようび しゅくじつ
土曜日・日曜日・祝日 9:30～17:30

●しごと さが
仕事を探すとき

がいこくじんこよう やいづしよ やいづ なか
外国人雇用サービスコーナー 焼津所（ハローワーク焼津の中）

たいおうげんご にちじ
対応言語・日時：【ポルトガル語・スペイン語】月曜日、火曜日 9:00～12:00 & 13:00～15:30

【英語・タガログ語】水曜日、木曜日 9:00～12:00 & 13:00～16:30

じゅうしよ やいづしえききた
住所：焼津市駅北1-6-22

てんわ
電話：054-628-5155

● ^{しごと}仕事での問題を相談したいとき

^{しずおかろうどうきょく}静岡労働局 ^{がいこくじんろうどうしゃそうだん}外国人労働者相談コーナー

^{じゅうしょ}住所 ^{しずおかしあおいくおうてまち}静岡市葵区追手町9-50 ^{しずおかしほうごうどうちようしゃ}静岡地方合同庁舎 ^{かい}3階

^{でんわ}電話 054-254-6352

げんご 言語	そうだんび 相談日	そうだんじかん 相談時間
ポルトガル語	げつようび きんようび 月曜日～金曜日	10:00～12:00 & 13:00～16:00
英語	げつようび かようび きんようび 月曜日・火曜日・金曜日	
スペイン語	すいようび もくようび 水曜日・木曜日	
中国語	すいようび 水曜日	10:00～12:00 & 13:00～15:30
ベトナム語	きんようび 金曜日	10:00～12:00 & 13:00～15:30

労働条件相談ほっとライン

^{ろうどうじょうけんなど}労働条件等について ^{そうだん}相談できます。

げんご 言語	でんわ 電話	そうだんひ 相談日	そうだんじかん 相談時間
日本語	0120-811-610	げつようび にちようび 月曜日～日曜日	へいじつ げつ きん 平日(月～金) 17:00～22:00 ど にち しゅくじつ 土・日・祝日 9:00～21:00
英語	0120-531-401	まいにち (毎日)	
中国語	0120-531-402		
ポルトガル語	0120-531-403		
スペイン語	0120-531-404	かようび もくようび 火曜日・木曜日・ きんようび どようび 金曜日・土曜日	
タガログ語	0120-531-405	かようび すいようび 火曜日・水曜日・ どようび 土曜日	
ベトナム語	0120-531-406	すいようび きんようび 水曜日・金曜日・ どようび 土曜日	
ミャンマー語	0120-531-407	すいようび にちようび 水曜日・日曜日	
ネパール語	0120-531-408		
韓国語	0120-613-801	もくようび にちようび 木曜日・日曜日	
タイ語	0120-613-802		
インドネシア語	0120-613-803		
カンボジア語(クメール語)	0120-613-804	げつようび どようび 月曜日・土曜日	
モンゴル語	0120-613-805		

ざいりゆうしかく こくせき せいかつぶんか しゅうきょう かぞく にほん せいかつ しごと かね さべつ ぼうりよく
● 在留資格、ビザ、国籍、生活文化や 宗教、家族や 日本での生活、仕事や お金、差別や 暴力
など、いろいろなことで 悩んでいるとき

よりそいホットライン 外国語専門ライン (電話相談)

でんわ
電話：0120-279-338

じかん
時間：10:00～22:00

げんご ちゅうごくご えいご ご かんこく ちょうせんご
言語：中国語、英語、インドネシア語、韓国・朝鮮語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、
タガログ語、タイ語、ベトナム語

※言語によって 対応できる 時間が 違います。

よりそいホットライン SNS相談

Facebook の Messenger でも 相談できます。

<https://www.facebook.com/yorisoi2foreign>

たいおうげんご にちじ
対応言語・日時：

えいご ご など まいしゅうもくようび
英語、ネパール語等… 毎週木曜日 16:00～22:00

えいご ご まいしゅうきんようび
英語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語… 毎週金曜日 16:00～22:00

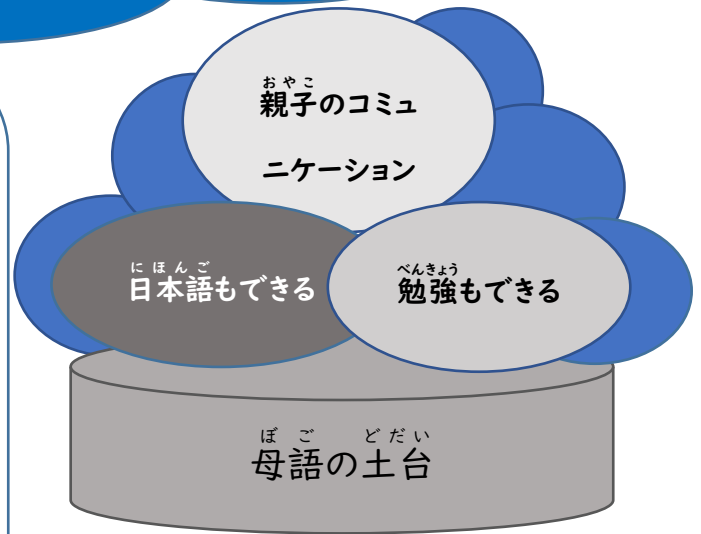
えいご ちゅうごくご ご
英語、中国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語(第2, 4日曜日のみ)… 毎週日曜日 16:00～22:00

※ その他の言語は、事前予約が 必要です。まずは 希望する言語で メッセージを 送って ください。

ぼごこそだ 母語で子育てをしましょう!

赤ちゃんは、まわりの大人のことばや、そのやりとりから、ことばだけではなく、たくさんのだいじなことをみにつけます。そのときの、大人が話すことばは、大人にとっての母語が一番いいといわれています。そして、それが赤ちゃんにとっての母語になっていきます。

親子のコミュニケーションを母語でしっかりとっていると、家庭でのしつけがうまくいくといわれています。進路の相談や思春期など、ふくざつな悩みをもち、対応がむずかしいときには、母語でのコミュニケーションにすくわれることもたくさんあるようです。



母語：最初に身につけたことば
安心して話せることば
第1言語ともいう



赤ちゃんのころからの母語の土台がしっかりとしていると、第2言語の日本語も早くできるようになります。母語の絵本を読んでもらったり、母語の文字にふれたりしてきている子は、ひらがなも早くおぼえます。母語でことばをたくさん知っている子は、勉強が早くわかるようになります。

母語の力をのばしていくと、たくさんのほかの力も伸びていくといわれています。

ぼご どだい 母語の土台をつくるために。

1、自信を持って、母語で話しかけましょう。子どもがまちがっても直したり、笑ったりしないでください。自然な形で言いかえてあげましょう。ミックスで話さないようにしましょう。日本の学校のできごとを母語でたくさん話しましょう。



2、1日20分でいいので、母語の絵本を読み聞かせましょう。興味のあるたのしい絵本をさがしましょう。図書館では、無料で絵本を読んだり借りたりできます。絵本がないときは、訳して紙をはるなど工夫しましょう。お話を聞くだけでなく、文字に触れることも大事です。

3、自国の家族とインターネットで話すとか、母語を話すこどもたちと遊ぶなど、たのしく自然に母語をつかうような機会をつくりましょう。すこしでも母語ができることをほめて、家族みんなにとって大事なことだと話して、家族みんなではげましていきましょう。



がいこくじん せいかつ
外国人のための生活ガイドブック（にほんご版）

ねん しょはんはつこう
1995年 初版発行

ねん がつ かいてい
2021年12月 改訂

やいづし しみんかんきょうぶ しみんきょうどうか
烧津市 市民環境部 市民協働課

〒425-8502 やいづ しほんまち に ちやうめ ばん ごう
烧津市本町二丁目16番32号

TEL 054-626-2191 FAX 054-626-2183
